環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン及び東邦薬品株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所 総務部経理課

課 長:岩田 成実

課長補佐:百目木 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神田一丁目 12番1号	
株式会社スズケン	愛知県名古屋市東区東片端町8番地	
東邦薬品株式会社	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	

2 指名停止措置期間

令和3年2月12日から令和3年6月11日まで

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

公正取引委員会は、令和2年12月9日、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、アルフレッサ(株)、(株)スズケン及び東邦薬品(株)の3社並びに地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた7名を検事総長に告発した。

5 指名停止措置理由

本件は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日付け環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第5号に該当する。

「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5. 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第 3条又は第8条第1号に違反し、請負契約等の相手方として 不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内